

令和3年度中野区私立幼稚園等 預かり保育補助金のご案内 (新制度移行園向け)

○書類提出・お問い合わせ先

〒164-8501 中野区中野4-8-1 (区役所3階11番)

中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 幼稚園・認可外保育係

TEL 03-3228-8754

☆各地域事務所等では書類の提出を受け付けておりません。必ず上記の書類提出先にご提出ください。

☆特定負担額補助金(入園時に負担する特定負担額に対する補助金)については別途ご案内いたします。

☆認定の申請ではありません。認定の申請とは別に今回の申請が必要です。

☆この補助金等は毎年申請が必要です。

☆このご案内は令和3年度の中野区の保護者向け補助金について説明したものです。他の自治体とは異なります

☆施設等利用給付認定第2号及び第3号の園児の保護者は「現況届及び保育の必要性を確認できる書類」をご提出ください。ご提出がない場合や要件の確認ができない場合は、認定が取消となることがあります。詳細は別紙「現況届の提出について」をご確認ください。

☆支払い方法は保護者が園に保育料等を納付後、区から保護者に補助金を支給する、後払いです。

☆本補助金と特定負担額補助金(新入園児が対象、8月に案内、11月交付予定)両方申請される方は同じ口座で申請ください。

目次

1. 補助金の種類と内容 . . . P 2 ~ 3

2. 申請方法と期限 P 3 ~ 4

3. 補助金等交付時期 P 4

4. 申請後の手続き P 5

5. 申請の際の注意点 P 5

6. 関連ホームページ P 6

7. 申請書記入例 P 6

8. 退園・転出届 P 7

補助の対象となる方

次の全てに該当する方

- (1) 中野区に居住・住民登録をし、園児（子ども）と同一世帯である
- (2) (1)の園児が、所在自治体の「確認」を受けた施設に通園している
- (3) 園児の預かり保育料を負担している
- (4) 中野区で施設等利用給付認定（2号または3号）を受けている
- (5) 園児の年齢が以下の年齢区分に該当している

満3歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日生	誕生日以降の入園に限る
3歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日生	
4歳児	平成28年4月2日～平成29年4月1日生	
5歳児	平成27年4月2日～平成28年4月1日生	

☆満3歳児については、満3歳児クラスが園則上定められている園に入園した場合のみ対象で

無償化の適用を受けるためには、施設等利用給付認定が必要です。認定に必要な手続きは、中野区ホームページ「【幼児教育・保育の無償化】幼稚園・認定こども園（教育利用）をされる方の認定申請等について」をご確認ください。

URL <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/244000/d027502.html>

1 補助金等の種類と内容

1. 預かり保育料の補助

「保育を必要とする事由」が認定された方（施設等利用給付認定第2号又は第3号の認定通知を受けた方）は、預かり保育料に対して給付を受けられます。（1号認定の方は対象外です。）

【対象園児】

- (1) 施設等利用給付認定第2号または3号を受けている
 - (2) (1)に加え、現況届により引き続き保育の必要性が確認された園児
- ☆現況届は、対象者に別途配布しています。

【支給額】

月額11,300円（限度額）（施設等利用給付認定第3号認定は16,300円）

※利用日数×日額単価（450円）で算出した支給限度額と、実際に支払った金額を比較して、低い金額を支給します。

☆特定負担額補助金については別途「令和3年度中野区私立幼稚園等保護者向け補助金のご案内（子ども・子育て支援新制度移行園特定負担額用）」（新入園児が対象、8月に案内予定、11月交付予定）をご覧ください。

【参考】

特定負担額補助金（所得制限なし） 45,000円（限度額）

- ・入園時に一括で支払う特定負担額（※）に対する補助金で、園児1人につき1回限り。
- ・入園した年度のみに申請可。
- ・園に支払った特定負担額が限度額未満の場合、実際の支払額が補助額です。
- ・過去に中野区私立幼稚園等保護者向け補助金の入園料補助金を受け取っている場合は対象外。
- ・毎月の特定負担額は対象外。

※特定負担額とは…新制度に移行した私立幼稚園や認定こども園に入園する際、施設整備費や施設維持費、特定職員配置費等の費目や入園料（施設整備費及び研修充実費）などの費目で支払う費用。各園が徴収する、入園受け入れの準備や入園に関する事務手続きに要する費用（入園準備金や選考料）などは対象外。

2 申請方法と期限

申請書は添付の返信用封筒に入れ、以下の日付までに中野区にご提出ください。申請書の到達を確認したい方は簡易書留等でご提出ください。

☆年度途中で転園等、申請（請求）内容に変更がありましたら、速やかにお手続きください。（P. 5「4 申請後の手続き」参照）

☆各申請（請求）書類は区ホームページからもダウンロードが可能です。

1. 申請（提出）書類

(1) 令和3年度中野区私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する補助金申請書兼口座振替依頼書（申請（請求）書）

☆6ページの「申請書記入例」を参考に記入してください。

(2) 特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証※1（以下①②の両方に該当する方のみ）

①施設等利用給付認定第2号（3号）を受け、認定期間中に無償化対象の認可外保育施設を利用した。

②在園している幼稚園が提供する預かり保育の提供が一定水準以下※2である。

※1 ファミリーサポート事業を利用した方は、この書類に代わって活動報告書（兼領収書）の写しを提出してください。

※2 一定水準以下とは、年間開所日数が200日未満又は平日開所時間が8時間未満であることを指します。

対象となる幼稚園は下記リンク先の「幼稚園等預かり保育」（PDF）をご覧ください。

URL <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/244000/d027696.html>

（中野区外の幼稚園については、幼稚園が所在する各自治体へお問い合わせください。）



※（2）の書類が必要な方は、ホームページからダウンロードするか幼稚園に申し出てください。

2. 申請（提出）期限

（1）の書類

（第一次期限）令和3年7月16日（金）17時（必着）

（今年度最終期限）令和4年3月11日（金）17時（必着）

（2）の書類

（令和3年4月～9月分）令和3年10月15日（金）17時（必着）

（令和3年10月～令和4年3月分）令和4年4月8日（金）17時（必着）

☆幼稚園預かり保育料の納入状況は、中野区が直接、各園に確認します。
申請（請求）書に幼稚園の領収書を添付する必要はありません。

3 補助金等交付時期（口座振り込み日）

第1次期限に間に合った方は下記の日程で振込み予定です。

上半期分（令和3年4月～9月分）…令和3年11月30日（火）（予定）

下半期分（令和3年10月～令和4年3月分）…令和4年5月25日（水）（予定）

☆支給決定通知は11月中旬（上半期分）と5月中旬（下半期分）に送付します。

第一次期限を過ぎてから提出された場合は、下半期に一括支給いたします。

☆中野区からの振込は、「ナカノクアズカリホイクホジヨ」の名義で行う予定です。

4 申請後の手続き(このような時は手続きが必要です)

・補助金申請後に中野区外に転出または退園する

このご案内の最後に綴じ込んである「退園・転出届」を速やかに提出してください。中野区ホームページからの電子申請による手続きも可能です。

退園後、別の幼稚園等に転園する場合は、改めて申請書の提出が必要です。(区外転出後に再転入する場合も同様です)

なお、補助金の申請時に指定された口座については、補助金の交付がなされるまでは口座を解約しないようお願いします。

☆届出が遅れると補助金等が過払いとなり、後日返還手続きが必要になる場合があります。

☆転出後の補助金の申請は、新たに住民登録をされる市区町村でご相談ください。

・振込先(口座)を変更したい

補助金振込予定日の1か月前までに「振込先口座変更」の手続きが必要です。手続き方法をお知らせしますので、中野区の幼稚園・認可外保育係にご連絡をお願いします。中野区ホームページから電子申請でも手続きができます。

5 申請の際の注意点

- 1 消せるボールペンや鉛筆での記入不可です。この場合申請を受け付けられません。
- 2 申請印を忘れずに押印してください。(スタンプ印不可。外国籍の方は、申請印欄にサインでも可。)
- 3 申請者は園児と同居している保護者に限ります。また、振込口座は申請者名義に限ります。
- 4 申請書提出後、申請者が転出等により園児と世帯が別になった場合は、申請者変更の手続きが必要です。詳しくは中野区の担当までお問い合わせください。
- 5 保育料等に未納がある月は、補助金を交付できません。
- 6 金融機関及び支店名の名称変更や支店番号等の変更があった場合も、口座変更の手続きが必要です。
- 7 ゆうちょ銀行の支店名は、「〇〇八」などの漢数字三ケタです。通帳等で必ずご確認ください。
- 8 世帯区分や補助金等の振込口座、振込額等に関する問合せは、個人情報保護の観点から申請(請求)者以外の方にはお答えできません。
- 9 申請書の到達を確認されたい方は簡易書留等でご提出ください。
- 10 **退園・転出により一度補助対象ではなくなった場合、転入・転園等により再び補助対象となるには、再度申請が必要になります。再度申請がなければ転入・転園後の補助は受けられません。**

6 関連ホームページ

①補助金の申請について（ご案内、各種申請書・提出用紙のダウンロード）

私立幼稚園等保護者向け補助金のご案内

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/244000/d001630.html>

①補助金



②認定



②施設等利用給付認定について（ご案内、各種申請書のダウンロード）

【幼児教育・保育の無償化】幼稚園・認定こども園(教育利用)をされる方の認定申請等について

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/244000/d027502.html>

③振込口座変更



☆申請後の手続きについて（退園・転出及び振込口座変更の手続き・電子申請）

（リンク先から、共同運営の電子申請のページへアクセス可能です。）

③退園・転出

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/244000/d004905.html>

④退園・転出



④振込口座変更

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/244000/d004906.html>

（リンク先から、共同運営の電子申請のページへアクセス可能です。）

7 申請書記入例

私立幼稚園等の名称	令和 幼稚園		フリガナ	ナカノ サブ ロウ				申請書
入園日	平成 030401		氏名	中野 三郎				
フリガナ	ナカノ ハナコ		生年月日	291008				
申請者(口座名義)	中野 花子		申請印	[朱肉印]				
住所	〒164-0001 中野区 丁目 番 号 ΔΔヘイツ101号室							
申請者の生年月日	昭和 580222		関係	父				
振込先金融機関	中野		関係	兄				令和小学校 3
金融機関コード	1234567		関係	姉				令和幼稚園 年長
転入日	令和3年2月5日							

入園式または園の定める入園日をご記入ください。

町丁名の記入漏れにご注意ください。

例:中野区 本町 2丁目

○朱肉を使う印鑑（認印、銀行印など）
×スタンプ印（シャチハタなど）

ご転入日時によって、住民税の確認書類が必要となる場合があります。必要に応じて書類のご用意をお願いします。

金融機関コードは、わからなければ空欄で結構です。

ひとり親世帯等の特例に該当する方はチェックしてください ☆要添付書類

令和3年1月1日時点で国外に居住し、所得が確認できる資料が提出できない方はチェックしてください